

福島県立学校のコミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) の手引



令和2年2月
福島県教育委員会
(令和2年12月一部改正)

目 次

1 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）とは	1
(1) コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）に関する国の動向	1
(2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正	1
(3) 本県の県立高校におけるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）	1
2 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の趣旨	2
(1) コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）導入の目的	2
(2) コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）導入後の効果	2
(3) 学校運営協議会の設置に向けた県教育委員会の役割	2
(4) 高校が地域と協働することによってもたらされるもの	3
(5) 所在市町村及び市町村教育委員会との連携	3
3 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の設置	5
(1) コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の取組の流れ	5
4 学校運営協議会委員の推薦・任命	7
(1) 学校運営協議会委員の推薦の配慮事項	8
(2) 学校運営協議会委員の推薦等の手続き	9
(3) 守秘義務	10
5 学校運営協議会の運営にあたって	11
(1) 学校運営協議会の会議の開催	11
(2) 学校運営に関する基本的な方針の承認	12
(3) 教育委員会への意見申出	14
(4) 学校の運営状況の評価	16
(5) 教育委員会が行う協議会への指導・助言	16
6 学校運営協議会委員の報酬等について	18
(1) 学校運営協議会委員の基本報酬	18
(2) 無報酬の委員	18
(3) 研修講師等への謝礼等	18
参考資料	19
(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）	19
(2) 福島県教育委員会における学校運営協議会の設置等に関する規則	20
(3) 福島県立学校における学校運営協議会に関する要綱	23
各種様式	25～32
（参考例）学校運営協議会規約（雛形）	33
（参考）福島県立学校における学校運営協議会の設置の流れ	35

1 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）とは

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）とは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5」に基づく制度で、地域や学校の実情に応じて学校の運営に関して協議する学校運営協議会を設置し、地域とともにある学校づくりをしていくための仕組みです。

（1）コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）に関する国の動向

教育再生実行会議第6次提言（平成27年3月）

- ・未導入地域における取組の拡充
- ・地域と相互に連携・協働した活動を展開するための抜本的な方策
- ・コミュニティ・スクールの仕組みの必置の検討

コミュニティ・スクールの推進等に関する調査研究協力者会議（平成26年6月～平成27年3月）

- ・コミュニティ・スクールと学校支援地域本部等との一体的推進
- ・類似の制度・仕組みからコミュニティ・スクールへの移行の推進
- ・全国展開を図るための普及・啓発

中央教育審議会への諮問
（平成27年4月14日）

中央教育審議会答申（平成27年12月）

- ・制度面の改善とあわせ、教育委員会に学校運営協議会の設置の努力義務を課すといった総合的な方策により、コミュニティ・スクールを推進することを提言。

（2）地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正

上記の中央教育審議会答申を受け、平成29年3月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、以下のような制度面での改善がなされました。

- ① 学校運営協議会の設置を努力義務化
- ② 学校運営への必要な支援に関する協議の役割を追加し、必要な委員を追加
- ③ 委員の任命に関する校長の意見申出を規定
- ④ 任用に関する意見の柔軟化
- ⑤ 複数校で一つの協議会を設置することも可能

（3）本県の県立学校におけるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

本県においては、令和元年5月1日現在で15市町村(25.4%)で設置しており、導入校(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校)は、全県で72校(8.4%)です。(文部科学省調べ)

県教育委員会においても、令和元年12月に「福島県教育委員会における学校運営協議会の設置等に関する規則」(全文は19ページ)、令和2年2月に「福島県立学校における学校運営協議会の運営に関する要綱」(全文は22ページ)を策定しました。

2 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の趣旨

福島県教育委員会における学校運営協議会の設置等に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定に基づき、福島県立学校（別表に掲げる学校をいう。以下「学校」という。）における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置等）

第2条 法第47条の5第1項本文の規定に基づき、別表に掲げる学校に協議会を置く。

2 福島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、協議会を設けようとするときは、あらかじめ、対象学校（当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）の校長並びに地域住民及び保護者その他の関係者（以下「地域住民等」という。）の意見を聴くものとする。

（1）コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）導入の目的

- ・保護者、地域住民等の学校運営への参画並びに支援及び協力を促進します。
- ・県立学校と保護者、地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善並びに生徒、児童の健全育成を図ります。

（2）コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）導入後の効果

コミュニティ・スクールの仕組みを導入し、地域とともにある学校づくりを推進することにより、以下のような効果が期待されます。

- ① 保護者・地域住民等も子どもたちの教育の当事者となり、責任感を持って積極的に子どもへの教育に携わることができるようになります。
- ② 保護者や地域住民等にとって学校運営や教育活動への参画は、自己有用感や生きがいにつながります。さらに、子どもたちの学びや体験が充実します。
- ③ 保護者や地域住民等と学校が、顔の見える関係となり、保護者や地域住民等の理解と協力を得た学校運営が実現します。

（3）学校運営協議会の設置に向けた県教育委員会の役割

平成29年3月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務となりました。県教育委員会は、当面のところ県立高等学校改革前期実施計画において「地域協働推進校」として位置づけた6つの高等学校（湖南・西会津・川口・川俣・猪苗代・只見）に順次導入してまいります。

県教育委員会の役割としては、コミュニティ・スクール等への理解促進を図るとと

もに、対象校の教職員や地域住民等への研修会の企画・実施等を推進します。保護者や地域住民等に対しても、取組の必要性や成果を広く周知するなど、学校への理解と参画を促す環境づくりを積極的に行っていきます。

県教育委員会は、学校運営協議会を設置しようとするときは、学校の校長を通じて、その学校の保護者及び地域住民の意見を聴取の上、コミュニティ・スクールを設置することになります。

(4) 高校が地域と協働することによってもたらされるもの

子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、教育改革、地方創生等の観点からも、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されています。社会総掛かりで教育を実現する上で、これからの公立学校は「開かれた学校」から更に一步踏み出し、地域でどのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」へと転換していくことが重要です。

○ 地域ならではの特色を生かした高等学校になります

地域や社会の参画・協力を促進することによって、学校運営の改善につながり、キャリア教育の推進や学校の魅力化、特色づくりにつながります。

○ これからを生きる生徒の力を伸ばします

地域の差し迫った課題を、高校生自らが地域と協働して解決していく地域課題解決型学習に取り組むことによって、これからの時代に必要な主体性や協働性などの力を伸ばし、生徒のキャリア形成につながります。

○ 地域人材の育成・還流に寄与します

自治体、地元産業界等との連携を強化することで、地域人材の育成・還流を図る仕組みを構築することができます。

(5) 所在市町村及び市町村教育委員会との連携

- ・ 対象校の中には、これまでも所在自治体等からの支援や協力を得てきた学校もあります。地域人材の育成や還流の観点からも、今後も所在自治体や教育委員会、さらに地域の市町村立学校等との連携を図ることが必要です。
- ・ 対象校の所在する市町村立学校において、学校運営協議会が設置（設置予定）の場合もあります。設置主体は異なりますが、「地域の子どもたちを地域で育てる」というビジョンを共有しながら、それぞれの学校運営協議会及び地域と学校の協働活動が円滑に推進していくことが必要です。

「地域とともにある学校づくり」を目指して

連携・協働…子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、教育改革、地方創生等の動向からも、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されています。

社会総掛かり…子どもや学校の抱える課題の解決、未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、社会総掛かりでの教育の実現が不可欠です。

共有…輝く子どもたちの未来の創造に向けて、学校と地域がパートナーとして連携・協働による取組を進めていくためには、学校と地域住民等が「地域でどのような子どもたちを育てるのか」、「何を実現していくのか」という目標やビジョンを共有することが重要です。

地域とともにある学校づくり…コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校づくり」への転換を図るための有効な仕組みです。

コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。

（文部科学省「コミュニティ・スクール2018～地域とともにある学校づくりを目指して～」より）

3 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の設置

福島県立学校における学校運営協議会の運営に関する要綱

（設置）

第2条 教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成31年法律第162号）（以下「法」という。）第47条の5第1項及び規則第2条により、協議会設置を決定した対象学校（以下、「対象校」という。）に対し、学校運営協議会設置通知書（様式第1号）を交付する。

2 対象校の校長は、学校運営協議会設置趣意書（様式第2号）を作成し、教育委員会に提出するものとする。

（1）コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の取組の流れ（35ページ参照）

① 学校運営協議会設置に関する意見の申し出

（現状と課題の整理、取組内容等の共有・保護者、地域住民等の意見の把握）

- ・校長は、県教育委員会から学校運営協議会の設置の打診を受けたら、職員会議や地域との意見交換会等の機会に課題を把握・整理し、校内において、地域課題に即した学校教育の在り方等、取り組む内容等の共有を図ります。
- ・更に、校長は、保護者や地域住民等に、学校をコミュニティ・スクールにすることについて意見を聞き取ります。学校運営に積極的に参画し、地域ぐるみで地域の担い手を育成しようという当事者意識を高めてもらうことが大切な目的の一つであることから、地域等の現状を把握するとともに、設置に向けて目的の共有化を図ります。

② 学校運営協議会の設置の通知

- ・県教育委員会は、学校の準備状況を把握し、設置の準備が整ったと判断したら、「学校運営協議会設置通知書」（様式第1号）により、設置について通知します。

③ 学校運営協議会の組織を構想

- ・校長は、県教育委員会からの通知を受けて、「学校運営協議会設置趣意書」（様式第2号）を、県教育委員会に提出します。趣意書には、コミュニティ・スクールの目的達成に向けて、どのような体制、委員によって学校運営協議会の会議を運営するか、部会を設置するかなど、組織の全体像を構想して作成した自校の「学校運営協議会規約」（任意様式）並びに「学校運営協議会委員推薦書」（様式第3号）及び「学校運営協議会活動計画書」（様式第7号）を添付します。

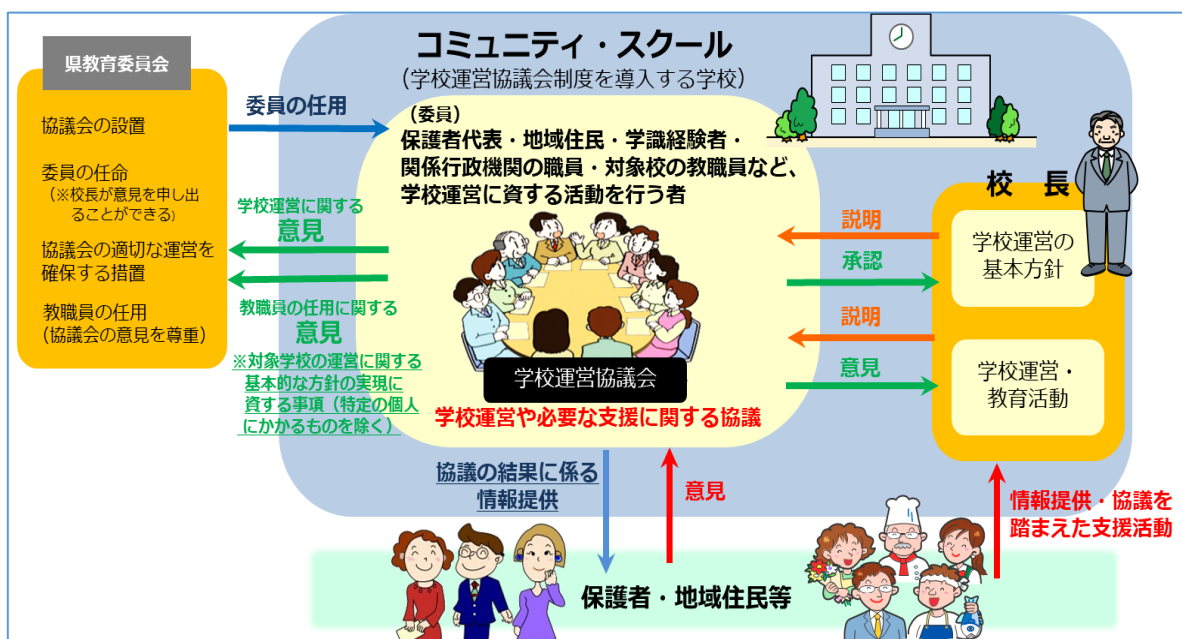
前年度まで

前年度まで

4月

年度末

- ④ 委員の選出
- ・校長は、学校運営協議会において、効果的な熟議が展開できるように、取り組むテーマに即した適切な人材を選出し、「学校運営協議会委員推薦書」（様式第3号）により推薦します。
 - ・県教育委員会は、推薦書を精査し、任命状（様式第4号）を交付します。
- ⑤ 学校運営協議会の運営
- ・効果的な熟議が展開できるように、基本方針の承認や協議事項については、少なくとも年間3回の会議を実施します。また、分科会等を適宜実施し、協議会と併せて少なくとも年間5回程度の活動を行います。
 - ・初回の会議は、校長が招集し、任命状を手交します。2回目以降の会議は、会長が招集します。
 - ・委員には、必要に応じて、学校行事等の見学に来ていただくよう依頼します。
 - ・年度末には、学校の運営状況等の評価を行います。
- ⑥ 活動状況報告書の提出
- ・校長は、毎年度末に、学校運営協議会の取組内容や成果・課題をまとめた「学校運営協議会活動状況報告書」（様式第8号）を県教育委員会に提出します。
- ⑦ 次年度に向けた準備
- ・校長は、現状と課題の整理、取組内容等の共有を図るとともに、次年度に向けた組織の構想を行い、「学校運営協議会活動計画書」（様式第7号）を県教育委員会に提出します。
 - ・校長は、「学校運営協議会委員推薦書」（様式第3号）により、次年度の委員を県教育委員会へ推薦します。



4 学校運営協議会委員の推薦・任命

福島県教育委員会における学校運営協議会の設置等に関する規則

(組織)

第8条 協議会は、委員15人以内とし、対象学校の校長のほか、次の各号のいずれかに該当する者を教育委員会が任命する。

- 一 保護者
- 二 地域住民
- 三 学識経験者
- 四 関係行政機関の職員
- 五 対象学校の教職員
- 六 その他教育委員会が必要と認める者

2 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、前条第2項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の服務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、在任中、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 協議会及び対象学校の運営に著しい支障を来す言動を行うこと。
- 二 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その委員を解任することができる。

- 一 委員から辞任の申出があったとき。
- 二 前条（第1項後段を除く。）の規定に違反したとき。
- 三 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。

2 教育委員会は、前項の規定により委員を解任するときは、当該委員に対してその理由を示さなければならない。

(1) 学校運営協議会委員の推薦の配慮事項

① 校長がリーダーシップを発揮できる委員構成の検討

- ・協議会の委員は、校長の推薦に基づいて、教育委員会が任命します。（法第47条の5第2項、第3項、規則第8条、要綱第3条）
- ・また、学校運営協議会は、学校が地域と協働して学校づくりを行うための仕組みであることから、学校とビジョンを共有しながら、学校や地域等の課題解決や教育活動の充実に向け、一緒に取り組むことができる人材が求められます。
- ・そのため、教育に関する理解及び識見を有する者、地域の課題解決に向けて主体的に取り組んでいる者など、協議会が有効に機能できる観点を持って推薦することが大切です。状況に応じて、あらかじめ委員就任の意向を確認しておくことも必要です。

② 年代や男女のバランス等

- ・協議会の委員の具体的な構成については、地域や学校の実情等に応じて、また学校や地域における課題等も勘案し、明確なねらいをもって決定すべきです。年代や男女のバランスに配慮することも必要となります。女性の委員の積極的な選出にも可能な範囲で配慮します。
- ・幅広い視点で委員を選出しますが、特定の党派や団体などに偏りが生じることは不適切ですので、配慮が必要となります。
- ・より当該学校との関係を深めるという観点から、できる限り、複数校の委員を兼任しないことが望まれます。したがって、複数校で兼任の可能性があるときには、事前に関係学校で調整する必要があります。

③ 人数について

- ・協議会の委員については、できる限り幅広い分野から構成され、保護者や地域住民等の学校運営に資する多様な意見を的確に把握し、反映させる観点を持ちながら、当該学校の運営に関する内容について効果的に協議を行う必要があることから、人数を15名以内としています。（規則第8条）
- ・また、協議会の委員を部会に分けて、学校の職員や生徒と意見交換を行ったり、活動を行ったりすることも想定されますが、地域によっては適切な人材が不足することも考えられることから、それらのバランスを考えて人数の上限を設けています。

④ 連続して委嘱できる期間について

- ・協議会の委員の任期は2年としていますが、再任は妨げません。しかし、幅広く意見を聴取する意味で、同一人物が長期間同一校の委員を続けることは望ましくないとの観点から、連続して委嘱することのできる期間については、概ね3年程度を想定しています。
- ・ただし、地域の自治体関係者や街づくり団体の長などを連続して推薦することは、地域の施策を学校教育に反映させる観点から、長期間にわたり委員を続けることも考えられます。各学校の実態や課題に応じて、目的を持って、幅広い視点で推薦することが大切です。

【運営協議会委員の構成例】

- 当該学校の校長（規則 8 条第 1 項）
- 保護者（法47条の 5 第 2 項第 2 号）
- 地域住民（法47条の 5 第 2 項第 1 号及び規則 8 条第 1 項目 2 号）
- 地域コーディネーターや地域学校協働活動推進員（法47条の 5 第 2 項第 3 号）
- 社会教育施設の関係者（法47条の 5 第 2 項第 3 号）
- 社会福祉団体等の関係者（規則 8 条第 1 項第 6 号）
- 同窓会の関係者（規則 8 条第 1 項第 6 号）
- 地域の民間企業の関係者（規則 8 条第 1 項第 6 号）
- 市町村の職員（規則 8 条第 1 項第 4 号）
- 大学教授等の有識者（規則 8 条第 1 項第 3 号）
- 当該学校の教職員（規則 8 条第 1 項第 5 号）

(2) 学校運営協議会委員の推薦等の手続き

福島県立学校における学校運営協議会の運営に関する要綱

(委員)

第 3 条 対象校の校長は、規則第 8 条第 1 項に基づき学校運営協議会委員（以下、「委員」という。）を選定し、学校運営協議会委員推薦書（様式第 3 号）を教育委員会に提出する。

2 教育委員会は、規則第 8 条の規定により任命した委員に対し、任命状（様式第 4 号）を交付する。

3 対象校の校長は、規則第 11 条第 1 項に基づき委員の解任について、学校運営協議会委員解任申出書（様式第 5 号）により、教育委員会に意見を申し出ることができる。

4 教育委員会は、規則第 11 条の規定により解任した委員に対し、解任状（様式第 6 号）を交付する。

① 協議会委員の推薦

- ・校長は、自ら人選した委員（校長を含む）について、様式第 3 号により前年度末に推薦します。
- ・県教育委員会は、当該学校の校長を委員に任命するとともに、校長から推薦のあった者については、協議会の委員を任命することが適当と認めるときには、任命状（様式第 4 号）を交付します。（法第 47 条の 5 第 2 項、規則第 8 条、要綱第 3 条）

② 委員に欠員が生じた場合の手続き

- ・委員が任期を満了することができない事情により、その欠員を生じた場合、校長は新たな委員を選定し、新規の任命と同様の手続きを経て、改めて県教育委員会が委嘱することとなります。（規則第 8 条第 2 項）

③ 協議会の委員の解任等

- ・校長は、次に掲げる事情が生じた場合には、県教育委員会に連絡の上、様式第 5 号により委員の解任等の手続きを行うこととなります。

- ① 本人から辞任の申出があった場合
- ② 守秘義務を守らなかった場合
- ③ 協議会や学校の運営に著しく支障を来す言動を行った場合
- ④ 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用した場合
- ⑤ 委員たるにふさわしくない非行を行った場合

- ・ 県教育委員会は、校長からの申し出のあった者については、協議会の委員を解任することが適当と認めるときには、解任状（様式第6号）を交付します。（規則第11条第2項）

（3）守秘義務

- ・ 協議会の委員は、地方公務員法第3条第3項第2号に規定する「特別職の地方公務員」の身分を有することとなります。
- ・ 特別職の地方公務員は、法令上、守秘義務等は課されませんが、協議会の内容によっては、委員に守秘義務を課しておくことが必要な場合もあると考えられることから、規則には守秘義務の規定を設けています。（規則第10条）
- ・ 校長においては、実際の運用に当たり、協議内容や資料等を作成する際、個人のプライバシーの保護等に十分配慮する必要があります。
- ・ 一方、地域とともにある学校づくりを進めるにあたり、保護者や地域と学校との連携・協働を深めるという観点から、保護者や地域住民等に対し、協議会の会議内容を公表したり、地域との連携・協働の事例を公開したりするなど、情報公開を行っていく必要もあります。

「学校運営協議会」の3つの機能

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の5」に基づき、学校運営協議会は、主に以下の3つの機能を有します。

- 校長が作成する学校運営の基本方針の承認をすること
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項※について、教育委員会に意見を述べるができること

（文部科学省コミュニティ・スクールのつくり方（学校運営協議会設置の手引）（令和元年度改訂版）より）

※ 本県では対象校の運営に関する基本的な方針の実現のための事項とし、特定の個人に関するものは除きます。

5 学校運営協議会の運営にあたって

(1) 学校運営協議会の会議の開催

福島県教育委員会における学校運営協議会の設置等に関する規則

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された協議会の最初に開催される会議は、校長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第14条 協議会の会議は、公開する。ただし、協議会が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

2 協議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

① 会議の招集

- ・会議は、協議会の会長が招集し、議長として会議を進行します。また、合議制の会議であることから、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできません。

(規則第13条第2項)

- ・学校運営協議会が効果的に運用できるように、委員の参加しやすい曜日や時間帯を選んで会議を開催するなど、委員の負担軽減に十分留意するようにしてください。

② 会議の公開・非公開

- ・会議は、原則、公開とします。ただし、協議内容に生徒の個人情報が含まれる場合など、以下のような特別な事情がある場合は、協議会の議決により非公開とすることができます。(規則第14条)

③ 会議の傍聴について

- ・会議の公開にあたっては、会議の傍聴に係る手続きや定員、傍聴人の遵守事項等をあらかじめ規約等で定めておきます。

【学校運営協議会傍聴に係る手続き及び遵守事項（例）】

- ① 傍聴席の定員は、学校運営協議会の会議の都度、会長が収容人員等を考慮して定める。
- ② 傍聴希望者は、会議開催当日に、所定の場所、時間に集合すること。
- ③ 傍聴希望者が定員に満たない場合は、全員を傍聴人として決定し、定員を超える場合は、先着順に定員を満たすまでの者を傍聴人として決定する。
- ④ 次の者は、傍聴席に入場することができない。
 - ・決定した傍聴人以外の者
 - ・審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者
- ⑤ 傍聴人は、会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をしてはならない。
- ⑥ 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に会長に許可を得た場合は、この限りでない。
- ⑦ 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は退場させることができる。

④ 会議の結果等の公表

- ・会議の終了後、その結果については公表しなければなりません。（法第47条の5第5項）
- ・会長は、議事について会議録を作成しなければなりません。公表にあたっては、その会議録を学校のホームページ等に掲載することとなります。（要綱第8条）
- ・会議の結果の公表にあたっては、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）第7条各号に該当する事項の取り扱いに十分留意します。また、委員の個人情報（氏名、職業、役職、会議の出欠等）を公表する場合は、方法や内容について、事前に委員の了承を得る必要があります。

⑤ 会議を非公開とした場合の手続き

- ・会議が非公開とされた場合で、議事録を掲載することにより公正又は円滑な会議の運営に支障があると判断される場合は、議事録に代えて議事の概要の掲載とすることができます。議事の概要を掲載する場合は、議事録ではなく議事の概要を掲載する理由を明示しなければなりません。

(2) 学校運営に関する基本的な方針の承認

福島県教育委員会における学校運営協議会の設置等に関する規則

(基本的な方針等)

第3条 法第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 学校経営計画に関する事項
- 二 その他校長が必要と定める事項

2 対象学校の校長は、法第47条の5第4項の規定による承認を得た基本的な方針に従い当該対象学校の運営を行うものとする。

- ① 校長が作成する学校運営の基本方針
 - ・学校運営協議会は、校長の作成する「学校運営の基本方針の承認」を通じて、育みたい地域の担い手の姿や目指す学校の姿等に関する学校運営のビジョンを共有します。
 - ・保護者や地域住民等の意向を学校運営の基本方針に反映させることで、地域住民等が校長とともに学校運営に責任を負っているという自覚と意識が高まるとともに、学校運営の最終責任者である校長を支え、学校を応援することができます。
- ② 基本方針の説明
 - ・学校運営の基本方針の承認にあたっては、一方的に協議会の委員が了承するという形ではなく、学校と協議会が対等な立場に立ち、お互いに当事者意識を持って、ビジョンを共有し、協働へとつなげていくことが重要となります。
 - ・校長は、承認された学校運営の基本方針に沿い、その権限と責任において教育課程の編成等の具体的な学校運営を行うこととなります。（規則第3条第2項）

熟議・協働・マネジメントの重要性 (地域と学校が一体となって生徒を育てていくために)

学校運営協議会が設置された学校においては、法律や規則で定められた三つの機能に加えて、「熟議」の場の設定し、「協働」による取組ができる体制、校長の「マネジメント」力を備えておく必要があります。

① 熟議

子供たちがどのような課題を抱えているのかという実態を共有するとともに、地域でどのような子どもを育てたいのか、何を実現したいのかという目標・ビジョンを共有するために「熟議（熟慮と議論）」を重ねることが大切です。熟議とは、協働して取り組む一連の自主的、実践的な活動を、話し合いを重ねながら生み出そうとするものです。熟議の実施により、子供たちに関わるより多くの方の意見を取り上げることができます。

② 協働

「熟議」の実施を通して学校と地域の信頼関係の基礎を構築した上で、**学校運営に地域の人々が「参画」し、共通の目標に向けて「協働」して活動していくことが大切**です。

③ マネジメント

学校は、校長のリーダーシップのもと、目指すべきビジョンの達成に向かって学校内の組織運営を管理することにとどまらず、**地域との関係を構築し、地域人材や資源等を生かした学校運営を行っていく力が必要**です。

文科省「コミュニティ・スクールのつくり方（学校運営協議会設置の手引）（令和元年度改訂版）」

(3) 教育委員会への意見申出

福島県教育委員会における学校運営協議会の設置等に関する規則

(意見の聴取)

第4条 協議会は、法第47条の5第6項の規定により教育委員会に対して意見を述べようとするときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(職員の任用に関する意見の対象となる事項等)

第5条 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校の運営に関する基本的な方針の実現に資する事項（特定の個人に係るものを除く。）とする。

2 前条の規定は、法第47条の5第7項の規定により協議会が教育委員会に対して意見を述べる場合について準用する。

福島県立学校における学校運営協議会の運営に関する要綱

(意見の取扱い)

第5条 規則第4条及び第5条に規定する意見の取り扱いについては、次の各号によるものとする。

(1) 教育委員会は、法第47条の5第6項の規定により、協議会から教育課程の編成に関する意見の申し出がなされた場合は、これを尊重することとする。ただし、原則として中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領、特別支援学校学習指導要領等に反しない限度においてとする。

(2) 教育委員会は、法第47条の5第6項の規定により、協議会から学校予算の執行並びに施設及び設備の管理及び整備に関する意見の申し出がなされた場合は、これを尊重することとする。ただし、原則として配当した予算の範囲内においてとする。

(3) 教育委員会は、法第47条の5第7項の規定により、協議会から対象学校の職員の任用に関する意見の申し出がなされた場合は、これを尊重することとする。ただし、特定の個人の任用に関するものは除くこととし、職員人事異動方針に反しない限度においてとする。

- ① 学校運営協議会から校長、県教育委員会への意見申し出の趣旨
- ・学校運営協議会は、広く地域住民等の意見を反映させる観点から、校長が作成する基本方針の承認にとどまらず、当該学校の運営全般について、県教育委員会又は校長に対して主体的に意見を申し出ることができます。（法第47条の5第6項、規則第4条、要綱第5条）
 - ・委員からは、生徒たちの教育や学校運営の当事者としての意見が得られ、学校だけでは気づくことができなかった学校の魅力や課題を共有することができます。
 - ・学校運営協議会が県教育委員会や校長に対して意見を述べるときは、個人の意見

がそのまま尊重されるのではなく、保護者や地域住民等の代表による合議体としての意見を述べることとなります。

② 学校運営に関する意見申し出

- ・協議会の議決により、学校運営に関する申し出を行う際は、当該学校の校長と協議会の会長の連名で文書を作成し、県教育委員会へ提出します。（規則第4条）
- ・送付する際は、学校運営協議会の会議での協議内容を記した議事録を添付します。
- ・県教育委員会は、学校運営協議会の意見を尊重しますが、あくまで各種法令、学習指導要領等に反しない限度においてとします。また、予算を伴う内容の場合も、原則として配当した予算の範囲内においてとします。

③ 職員の任用に関する意見申し出

- ・学校運営協議会は、学校の課題解決や教育活動の充実のために校内体制の整備充実を図る観点から、教職員の任用に関する事項について、直接、任命権者に対して意見を述べるすることができます。これは、学校運営の基本方針を踏まえ、学校と学校運営協議会が実現しようとする教育目標等に合った教職員の配置を求めるための重要な機能です。
- ・学校運営協議会は合議制の機関なので、個人としての意見が尊重されるものではありません。そのため、教職員人事に大きな混乱が生じることはありません。
- ・任命権者である県は、各学校の実情を踏まえつつ、学校運営協議会からの意見を尊重するよう努めることが求められますが、職員人事異動方針に反しない限度とし、任命権者の任命権の行使そのものを拘束するものではありません。また、校長の意見具申権そのものに変更が生じるものではありません。
- ・教職員の任用に関する意見は、分限処分、懲戒処分などについては対象とはなりません。
- ・なお、規則において「特定の個人の採用に関するもの」は対象から除外しています。すなわち、特定の職員について具体的な意見や、特定の個人名等を挙げないまでも、容易に推定が可能である意見については、申し出ることはできません。

（規則第5条第2項）

【申出可】個人を特定していない意見(例)	【申出不可】特定の個人に関する意見(例)
<ul style="list-style-type: none"> ・合唱を指導できる教員の配置を要望する ・管理職を支援する非常勤職員を配置して欲しい ・就職指導に精通している教員を配置して欲しい 	<ul style="list-style-type: none"> ・今の合唱部の顧問を留任させて欲しい ・現在、雇用している非常勤講師の教員を教諭として自校に配置して欲しい ・校長の異動をあと2年延ばして欲しい ・○高校の●先生を着任させて欲しい

(4) 学校の運営状況の評価

福島県教育委員会における学校運営協議会の設置等に関する規則

第6条 協議会は、対象学校の運営状況について、少なくとも毎年度一回、評価を行うものとする。

福島県立学校における学校運営協議会の運営に関する要綱

(報告)

第9条 協議会は、前年度中に、学校運営協議会活動計画（様式第7号）を作成し、教育委員会に提出するものとする。また、年度終了後、学校運営協議会活動状況報告書（様式第8号）を作成し、教育委員会に提出するものとする。

① 学校関係者評価

- ・「学校関係者による評価」は、学校教育法施行規則第67条に努力義務として規定されているとともに、福島県立学校の管理運営に関する規則第42条の2に、学校評議員に関して規定されています。学校運営協議会で行う「学校の運営状況の評価」は、協議会の会議で熟議され、合議制により決議されることから、学校関係者評価と位置づけられます。
- ・なお、学校の運営状況等について協議する際は、当該学校の職員を除くこととなります。
- ・評価の結果は、協議会の議事録とともに公表する必要があります。
- ・学校運営協議会制度では、協議会の役割として学校評価を行うこととなっていることから、学校運営協議会を設置した学校は、学校運営協議会委員の一部を学校評議員と兼ねることができます。

② 評価結果の報告

- ・評価結果の報告については、年度末に作成する「学校運営協議会活動状況報告書」（様式第8号）により行います。

(5) 教育委員会が行う協議会への指導・助言

福島県教育委員会における学校運営協議会の設置等に関する規則

(指導及び助言等)

第15条 教育委員会は、協議会の運営状況についての確な把握を行い、必要に応じて、協議会に対し、指導及び助言を行うものとする。

- 2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な活動を行うことができるよう、情報の提供に努めるものとする。

福島県立学校における学校運営協議会の運営に関する要綱

(基本方針の承認)

第4条 対象校の校長は、規則第3条第1項に基づき作成した基本方針について、委員に対して説明し、規則第3条第2項に規定する承認を得るものとする。

① 協議会の運営状況の把握

- ・ 県教育委員会は、各学校の協議会の運営状況について、校長等を通じて的確に把握することとします。その際、必要に応じて指導や助言を行うこととなります。
- ・ 万が一、協議会の運営が適正を欠くことによって学校の運営に支障が生じたり、支障が生じるおそれがある状況が見られたりする場合は、県教育委員会の権限で、協議会の運営の一時停止等の措置を講じることとなります。
- ・ 特に、学校運営の基本方針の承認については、円滑な承認が得られない場合、学校運営に支障を及ぼす恐れがあることから、校長は、協議会の委員に個別に意見を求め、必要な修正を加えた修正案を提案することで承認を得る努力を行わなければなりません。

② 協議会の設置の取消

- ・ 県教育委員会は、運営協議会の不適切な運営に対し、指導及び助言を行ったにもかかわらず、「活動の実態がない」「合意形成ができない」「学校の運営に著しい支障が生じている」等の状況が改善されない場合は、協議会を解散し、設置を取り消す等の必要な措置を講ずることとします。(法第47条の5第9項)

6 学校運営協議会委員の報酬等について

福島県立学校における学校運営協議会の運営に関する要綱

(報酬)

第6条 委員の報酬の額は、特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年福島県条例第101号）第8条の規定に基づき、年額で支給することとし、予算の範囲内において別に定める。また、委員の費用弁償については、福島県旅費条例（昭和28年福島県条例第24号）第3条の規定に基づき支給する。

2 規則第8条第2項の規定による補欠の委員の報酬及び規則第11条の規定により解任した委員の報酬は、前項に規定する年額の月額計算とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(1) 学校運営協議会委員の基本報酬

- ・学校運営協議会の委員には、当面の間、1人当たり年額10,000円の基本報酬を支払うこととします。当該報酬は、県教育委員会にて予算措置を行い、各校へ令達します。
- ・基本報酬は、当該年度のすべての学校運営協議会の活動が終了した段階で支給することとします。
- ・また、学校運営協議会の委員には、一般職に準じて、その都度、旅費を支給します。
- ・なお、協議会の会議への出席は、報酬の支給対象となりますが、部会への出席や学校行事への参加などは支給対象とはなりません。

(2) 無報酬の委員

- ・公的機関に従事する者（公務員）が、公務で学校運営協議会の委員に就任する場合、自治体の規定によって扱いが異なりますが、原則として報酬を受け取ることはできません。委員報酬の支払いにあたっては、相手方に対し受け取りの可否を確認した上で支払いを行ってください。

(3) 研修講師等への謝礼等

- ・コミュニティ・スクールの活動に係る研修会等を開催する際に、外部有識者等を講師として招へいする場合は、謝金としての取り扱いとなり、対応が異なりますので注意してください。

参考資料

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）（昭和31年6月法律第162号）

第4節 学校運営協議会関係条文

第47条の5 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民

二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者

三 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

四 その他当該教育委員会が必要と認める者

3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができる。

この場合において、当該職員が県費負担教職員（第55条第1項又は第61条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

10 学校運営協議会の委員の任免の方法及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

（平成29年4月1日施行）

(2) 福島県教育委員会における学校運営協議会の設置等に関する規則（令和元年12月教育委員規則第5号）

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定に基づき、福島県立学校（別表に掲げる学校をいう。以下「学校」という。）における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置等）

第2条 法第47条の5第1項本文の規定に基づき、別表に掲げる学校に協議会を置く。
2 福島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、協議会を設けようとするときは、あらかじめ、対象学校（当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）の校長並びに地域住民及び保護者その他の関係者（以下「地域住民等」という。）の意見を聴くものとする。

（基本的な方針等）

第3条 法第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 学校経営計画に関する事項
二 その他校長が必要と定める事項
2 対象学校の校長は、法第47条の5第4項の規定による承認を得た基本的な方針に従い当該対象学校の運営を行うものとする。

（意見の聴取）

第4条 協議会は、法第47条の5第6項の規定により教育委員会に対して意見を述べようとするときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

（職員の任用に関する意見の対象となる事項等）

第5条 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校の運営に関する基本的な方針の実現に資する事項（特定の個人に係るものを除く。）とする。
2 前条の規定は、法第47条の5第7項の規定により協議会が教育委員会に対して意見を述べる場合について準用する。

（学校運営等に関する評価及び情報提供）

第6条 協議会は、対象学校の運営状況について、少なくとも毎年度1回、評価を行うものとする。
2 協議会は、地域住民等に対して、活動状況を公開する等の方法により、積極的に情報提供に努めるものとする。

（住民参画の促進等）

第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。
2 協議会は、対象学校の教育活動に対する地域住民等の積極的な参画及び支援が促進されるよう努めるものとする。

(組織)

第8条 協議会は、委員15人以内とし、対象学校の校長のほか、次の各号のいずれかに該当する者を教育委員会が任命する。

- 一 保護者
- 二 地域住民
- 三 学識経験者
- 四 関係行政機関の職員
- 五 対象学校の教職員
- 六 その他教育委員会が必要と認める者

2 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、前条第2項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の服務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、在任中、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 協議会及び対象学校の運営に著しい支障を来す言動を行うこと。
- 二 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- 三 前2号に掲げるもののほか、委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その委員を解任することができる。

- 一 委員から辞任の申出があったとき。
- 二 前条(第1項後段を除く。)の規定に違反したとき。
- 三 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。

2 教育委員会は、前項の規定により委員を解任するときは、当該委員に対してその理由を示さなければならない。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長一人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された協議会の最初に開催される会議は、校長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第14条 協議会の会議は、公開する。ただし、協議会が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

2 協議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(指導及び助言等)

第15条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて、協議会に対し、指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な活動を行うことができるよう、情報の提供に努めるものとする。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、協議会の設置等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 この規則の施行後最初に開催される協議会の会議は、第13条第1項の規定にかかわらず、校長が招集する。

附 則 (令和2年3月27日教育委員会規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年12月8日教育委員会規則第12号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表 (第一条、第二条関係)

福島県立川俣高等学校	福島県立湖南高等学校	福島県立猪苗代高等学校
福島県立西会津高等学校	福島県立川口高等学校	福島県立只見高等学校

(3) 福島県立学校における学校運営協議会の運営に関する要綱(令和2年2月4日教育
庁高校教育課) (令和2年12月一部改正)

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島県教育委員会における学校運営協議会の設置等に関する規則
(令和元年教育委員会規則第5号) (以下「規則」という。) 第16条の規定により、学
校運営協議会 (以下「協議会」という。) の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (平成31年法律第162
号) (以下「法」という。) 第47条の5第1項及び規則第2条により、協議会設置を決
定した対象学校 (以下、「対象校」という。) に対し、学校運営協議会設置通知書 (様
式第1号) を交付する。

2 対象校の校長は、学校運営協議会設置趣意書 (様式第2号) を作成し、教育委員会に
提出するものとする。

(委員)

第3条 対象校の校長は、規則第8条第1項に基づき学校運営協議会委員 (以下、「委
員」という。) を選定し、学校運営協議会委員推薦書 (様式第3号) を教育委員会に提
出する。

2 教育委員会は、規則第8条の規定により任命した委員に対し、任命状 (様式第4号)
を交付する。

3 対象校の校長は、規則第11条第1項に基づき委員の解任について、学校運営協議会委員
解任申出書 (様式第5号) により、教育委員会に意見を申し出ることができる。

4 教育委員会は、規則第11条の規定により解任した委員に対し、解任状 (様式第6号)
を交付する。

(基本方針の承認)

第4条 対象校の校長は、規則第3条第1項に基づき作成した基本方針について、委員に
対して説明し、規則第3条第2項に規定する承認を得るものとする。

(意見の取扱い)

第5条 規則第4条及び第5条に規定する意見の取り扱いについては、次の各号によるも
のとする。

(1) 教育委員会は、法第47条の5第6項の規定により、協議会から教育課程の編成
に関する意見の申し出がなされた場合は、これを尊重することとする。ただし、原
則として中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領、特別支援学校学習指導要領
等に反しない限度においてとする。

(2) 教育委員会は、法第47条の5第6項の規定により、協議会から学校予算の執行並
びに施設及び設備の管理及び整備に関する意見の申し出がなされた場合は、これを
尊重することとする。ただし、原則として配当した予算の範囲内においてとする。

(3) 教育委員会は、法第47条の5第7項の規定により、協議会から対象学校の職員の任用に関する意見の申し出がなされた場合は、これを尊重することとする。ただし、特定の個人の任用に関するものは除くこととし、職員人事異動方針に反しない限度においてとする。

(報酬)

第6条 委員の報酬の額は、特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年福島県条例第101号）第8条の規定に基づき、年額で支給することとし、予算の範囲内において別に定める。また、委員の費用弁償については、福島県旅費条例（昭和28年福島県条例第24号）第3条の規定に基づき支給する。

2 規則第8条第2項の規定による補欠の委員の報酬及び規則第11条の規定により解任した委員の報酬は、前項に規定する年額の月額計算とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(会議の公開)

第8条 協議会の会議は、規則第15条に基づき、協議会が特別の事情があると認める場合以外は、公開とする。

2 会議録等は、ホームページ等に掲載し、積極的な情報の公開に努めることとする。ただし、公表にあたっては、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）第7条各号に該当する事項の取り扱いに十分留意する。

(報告)

第9条 協議会は、前年度中に、学校運営協議会活動計画（様式第7号）を作成し、教育委員会に提出するものとする。また、年度終了後、学校運営協議会活動状況報告書（様式第8号）を作成し、教育委員会に提出するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、協議会は運営に関し必要な事項を定めることができる。

附 則

第6条に規定する委員の報酬については、年額10,000円とする。

この要綱は、令和2年2月4日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

学校長 様

福島県教育委員会 

学校運営協議会設置通知書

福島県教育委員会における学校運営協議会の設置等に関する規則第2条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 設置する学校

福島県立 学校

2 設置期日

年 月 日

様式第2号（第2条関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

福島県教育委員会 様

学校長

学校運営協議会設置趣意書

福島県教育委員会における学校運営協議会の設置等に関する規則第2条の規定による学校運営協議会の設置については、下記のとおりとします。

記

1 設置する時期 年 月 日

2 設置の趣旨・目的

3 添付書類

- ・学校運営協議会規約
- ・学校運営協議会委員推薦書（様式3）
- ・学校運営協議会活動計画書（様式7）
- ・その他

様式第3号（第3条関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

福島県教育委員会 様

学校長

学校運営協議会委員推薦書

福島県教育委員会における学校運営協議会の設置等に関する規則第8条の規定により、本校における 年度の学校運営協議会委員として、下記のとおり推薦します。

記

	名 前	ふりがな	任期	種別	所 属	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

- ・「任期」には、残任期間（2または1）を記入すること。
- ・「種別」には、設置規則第8条の1号から6号のうち該当する項目を数字で記入し（1 保護者、2 地域住民、3 学識経験者、4 関係行政機関の職員、5 対象学校の教職員、6 その他教育委員会が必要と認める者）、第6号の場合には、具体的な推薦理由を「備考」に記入すること。
- ・「備考」には、委員の性別も記入すること。

様式第4号（第8条関係）

令和 年 月 日

任 命 状

様

福島県教育委員会

印

下記のとおり命ずる

記

任命事項 年度福島県立 学校運営協議会委員

任命期間 年 月 日 から

年 月 日 まで

文 書 番 号
令和 年 月 日

福島県教育委員会 様

学校長

学校運営協議会委員解任に関する申出書

福島県教育委員会における学校運営協議会の設置等に関する規則第11条第1項の規定により、令和 年度福島県立 学校運営協議会委員について、下記のとおり上申します。

記

- 1 委員名
- 2 解任理由 ※（1）～（3）いずれかに○をつけること
 - （1）委員から辞任の申し出があったため
 - （2）規則第10条の規定に違反したため
 - （3）心身の故障のため職務を執行することができないため
- 3 その他（上記2について、補足事項等があれば記入すること）

令和 年 月 日

解 任 状

様

福島県教育委員会



下記のとおり解任する

記

解任年月日 年 月 日

解任事項 年度福島県立 学校運営協議会委員

解任事由 福島県教育委員会における学校運営協議会の設置等
に関する規則第11条第1項第 号による

様式第7号（第13条関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

福島県教育委員会 様

学校長

令和 年度学校運営協議会活動計画書

福島県立学校における学校運営協議会の運営に関する要綱第9条の規定により、下記のとおり提出します。

記

年 月 日	協議会等の名称	活動内容の詳細
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

※ 協議会及び分科会等も記載すること。

※ その他、必要書類があれば添付すること。

文 書 番 号
令和 年 月 日

福島県教育委員会 様

学校長

学校運営協議会活動状況報告書

福島県立学校における学校運営協議会の運営に関する要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 活動状況

2 成果と課題

3 その他

学校運営協議会会議録（写し）の添付等

(参考例)

福島県立〇〇学校運営協議会規約

(目的)

第1条 この規約は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「法」という）第47条の5の規定、福島県教育委員会における学校運営協議会の設置等に関する規則（以下「規則」という）、福島県立学校における学校運営協議会の運営に関する要綱（以下「要綱」という）に基づき、福島県立〇〇学校に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という）について、必要な事項を定める。

(趣旨)

第2条 協議会は、学校運営に関して福島県教育委員会（以下「教育委員会」という）及び校長の権限と責任の下、保護者や地域住民等の学校運営への参画の促進や連携強化を進めることにより、学校と保護者、地域住民等との信頼関係を深め、地域が一体となって学校運営の改善や生徒の健全育成に取り組むものとする。

(学校運営協議会の名称)

第3条 協議会の名称は、「福島県立〇〇学校運営協議会（以下「協議会」という）」と称す。

(指定等)

第4条 福島県教育委員会が、規則により協議会の設置を指定した学校（以下、「学校」という）として、福島県立〇〇学校（以下、「学校」という）に協議会を設置する。

(委員)

第5条 協議会の委員は、規則第8条に基づき、15名以内で構成される。

2 委員の任期は、規則第9条に基づき、2年とする。

3 委員は、特別職の地方公務員の身分を有するものとし、規則第10条に基づき、委員の服務を遵守するものとする。

4 委員については、別表のとおりとする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。また、年度ごとに、3回から5回程度計画的に開催する。

2 協議会は、法及び規則、要綱に基づき、その設置目的に反しない範囲において、協議会の運営に関し必要な事項を定めることができる。

3 会議には、原則として校長及び事務局員は出席するものとする。

4 校長は、会長の許可を得て、その他の職員を会議に出席させることができる。

5 協議会の議事は、会長を含む出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会議の議事については、第8条に規定する事務局が作成し、会長の確認を得たうえで、会議資料とともに保存するものとする。

(部会)

第7条 協議会は、学校における教育活動の改善及び充実を図るため、次の各号に掲げる部会を置く。

- (1) ○○部会
 - (2) ○○部会
 - (3) ○○部会 (例：学校評価、地域連携、キャリア、生活、学習、進路など)
- 2 各部会に属する委員は、協議会の会長が指名する。
 - 3 各部会は、会長が指名した委員のほか、学校の教職員及び委員以外の者を構成員とすることができる。
 - 4 部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選により選出する。
 - 5 部会長が会議を招集し、議事をつかさどる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、学校が行う。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営、その他協議会に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

(施行期日)

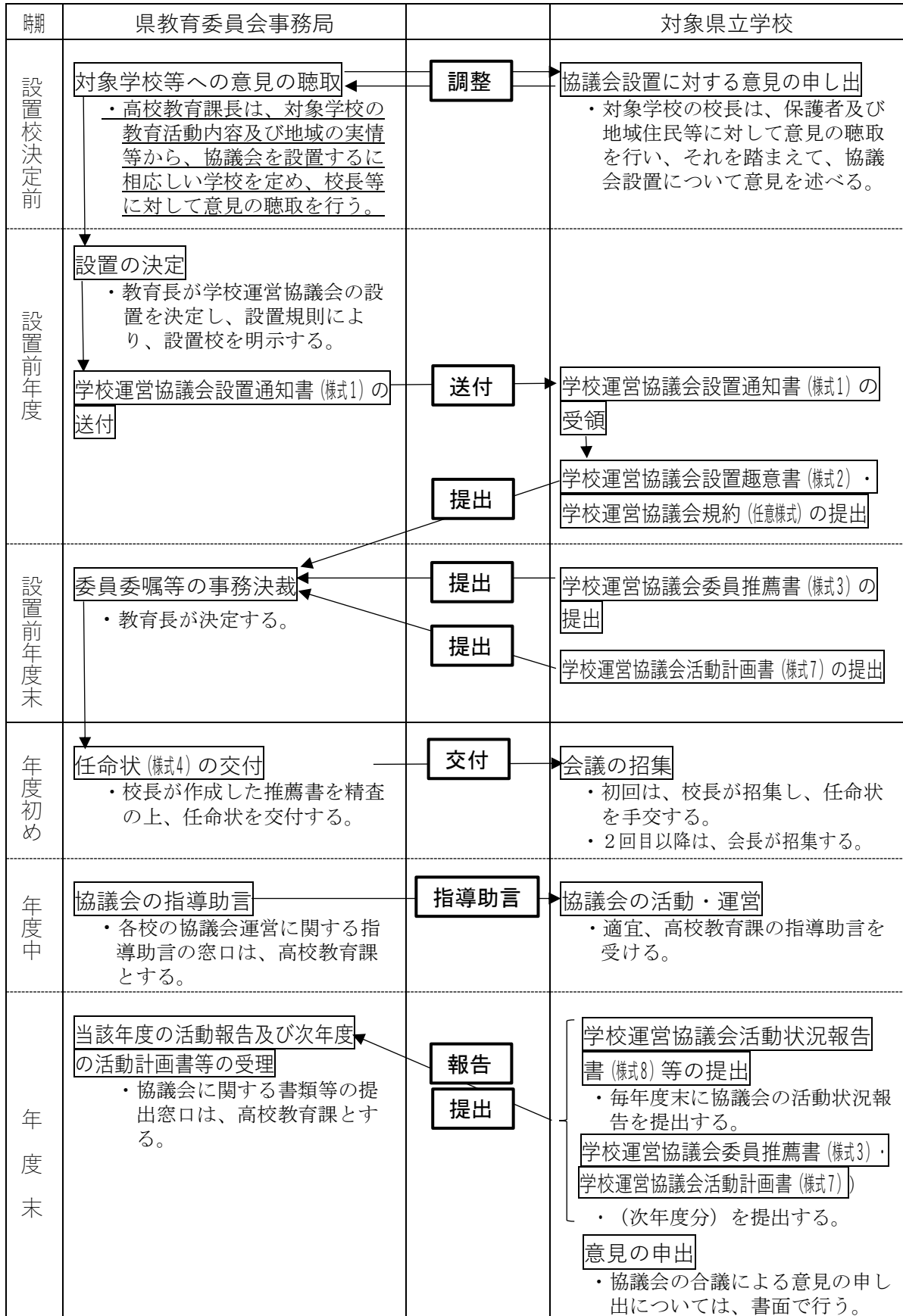
この規則は、令和○年○月○日から施行する。

(別表)

令和○年度「福島県立○○学校運営協議会」の委員は、以下のとおりとする。

会長	
副会長	
委員	
委員	
委員	

(参考) 福島県立学校における学校運営協議会の設置～運営の流れ



(関連ウェブサイト・参考資料)

- 学校と地域でつくる学びの未来 (文部科学省ウェブサイト)

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/index.html>

上記サイトには、以下のコミュニティ・スクール関連資料が掲載されています。

- ① コミュニティ・スクール 2018～地域とともにある学校づくりを目指して～
- ② コミュニティ・スクールのつくり方 (学校運営協議会設置の手引) (令和元年度改訂版)
- ③ 地域みんなで子供たちの未来を考えるワークショップのすすめ

- 福島県立学校におけるコミュニティ・スクールについて (県立高校改革室ウェブサイト)

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/70057b/>

上記サイトには、本県の県立学校における学校運営協議会設置規則などの資料が掲載されています。



福島県立学校のコミュニティ・スクール
(学校運営協議会制度)の手引き

令和2年2月発行

令和2年12月一部改正

福島県教育庁高校教育課

〒960-8688 福島市杉妻町2番16号